

# 焼却施設ピットへのごみ直接投入を制限します

中央清掃センターの各施設のごみピットは、直接投入時の転落防止装置などが備わっておりません。そのため、ご来場される皆様の安全を第一に考え、以下の【ピットに直接投入できる場合】を除き、「ごみピットへのごみ直接投入を制限」させていただきます。

## 【ピットに直接投入できる場合】

- ・パッカー車等のごみ処理車両(法に基づく許可車両)で搬入された場合。
- ・大量の生ごみなど、開放ヤードに入れることが不相当と認める場合。
- ・その他、計量所職員の判断により、開放ヤードに入れることが不相当と認める場合。

直接投入制限開始日：令和4年4月1日(金)から

「機密紙ごみを直接焼却したい」→当施設は機密ごみ処理施設ではありません。  
「個人情報が入ったごみを直接焼却したい」→開放ヤードにてお受けいたします。

※機密紙ごみは熔融リサイクルなどを積極的に利用し、ごみ減量化にご協力ください※  
※熔融リサイクルについては、各市町の環境部局へお問い合わせください※

小山広域保健衛生組合 施設管理課(中央清掃センター)